

律案(内閣提出第二号)
国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

○八田委員長 これより会議を開きます。

国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案及び国立学校設置法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。湯山勇君。

○湯山委員 私は、国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、三点についてお尋ねをいたしたいと思います。

その第一点は、今回の国立学校設置法の改正をはじめ、従来国立学校の門戸はだんだん広がってまいりました。しかしながら、門戸を広げるといふことは非常に重要なことではありますけれども、はたして質的にそれが高められていっているかどうか、こういうことについて非常に大きな疑問がございまして、この点についてお尋ねいたしたいのが一点、第二点は、学校教育法が施行されてもう二十年近くになります。その間、旧制高等学校が文理学部として残されておりまして、これを改組しなければならぬという長い間の懸案が、今回二校だけは処理されておるようでございますけれども、まだ残っておるのが六校でございますか、ございます。こういうことを早く処理しなければならぬのではないかと、そのことについてお尋ねいたしたいのが第二点。それから第三点は、学校教育法で大学の通信教育が規定されております。しかし、今日通信教育は、国立の大学では一校も行なわれていない。これは私は法律のたてまえからいっても適當ではないというように考えますので、この三点をお尋ねいたしたいと思ふわけでございます。

まず、国立大学を含めて、大学全般の内容がはたして期待どおり高められていっているかどうか、これについては非常にいろいろなことが言わ

れておりますが、具体的に文部省として大学生の質、もつと端的にいえば学力になるかと思ひますが、それについて調査もしくは調査しなくても資料をお持ちになっておられるかどうか、あるいは検討されておられるかどうか、これについて伺いたいと思ひます。

○杉江政府委員 大学において学んだ学生の学力がどうかという点につきまして、具体的な資料はございません。ただ実業界などの採用試験等においてあらわれた結果において、相当ひどい学力のものもあるのではないかと、こういう声は私のほうも聞いております。ただこの学力が高まっているか落ちていくかについての調査もなかなかむずかしい点もあるわけであります。現在のところ具体的な資料を持ち合せておりませんが、しかし大学においてはほんとうに教育の質を高め、学力をつけることは、大学関係者の大きな課題でありまして、いろいろな面でのくふうがいままでもなされてきております。その一つの面をいたしまして、大学の設置基準の改正の作業をこの二年來慎重な審議を続けて、やっと一年前にその答申が出ております。これは単に学力を高めるといふことだけでこの作業が行なわれたわけではありせんけれども、その改定の一つの基本的な目標として、やはり大学の質を高める、学力をつける、こういう点に最も大きな関心と注意が払われたわけであります。その結果、やはり学生を学校にとどめて教育する時間をもっとふやす必要があるという観点から、単位計算の方法について大きな改善がなされようとしておる答申がすでに出ておるわけでありま

す。それからなお、一般教育のあり方につきまして、いままでのようなやり方では、高等学校教育の蒸し返しになって、重複があり、ロスがある、こういう観点からそこに大きな改定が加えられようとしております。ことに従来の一般教育のワクの中において、基礎学力の充実という点で基礎科目という範疇を特に取り出しまして、その整備をはかるうとしておるわけでありま

す。その他、教

官定数の点においてもいろいろな改善が加えられております。こういった設置基準の改定等を通じて、学力の向上、質の向上という点についての努力を現在いたしておりますし、今後ともいろいろな面からこの学力の向上については十分努力をいたさなければならぬと存じております。

○湯山委員 いまの御答弁によつて、大学の質を高めていく、そういういろいろな構想は進められておるといふことでございますが、大切なのは、一体どの程度どうなつておるのかという把握がなければ、いまのような、かりに設置基準にいたしまして、これでいいかどうかという見当が立たないと思ひます。

そこで重ねてお尋ねいたしますが、たとえば国家試験をやつておる、医師の国家試験あるいは薬剤師の国家試験、そういうものにはあらわれたものが、一体どうなのか、あるいは文部省から直接諸外国の大学の学生の勉強の状況、そういうものの調査も視察のときになつたと思ひますが、そういったものも、あるいは量的にははつきりはいかないにしても、質的なものは大体おわかりになると思ひますので、そういうたようなものをどのよう

に御把握になつておられるか、これをひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○杉江政府委員 私ども、試験の結果にあらわれておりますところでは、総体としては学力は低下してゐるという結果はあらわれておらないと思ひます。戦後のあの混乱時期に比べれば、大学の教育も充実しておりますし、生徒の学力も次第に向上してきてゐる。まだまだ不十分ではありますけれども、しかし向上の方向にあることは事実だと思ひます。

それから諸外国における大学生の質との比較でございますが、まず一般的に言われますことは、日本の学生は入るまでには勉強するけれども、入つてからは勉強しない、また大学もさせない、しかしアメリカその他においては、入るときには比較的容易であるけれども、入つてから卒業するまでにはちゃんと勉強させ、学力のない者は卒業さ

せない、こういうことが一般に言われておりますし、そういう傾向は確かにあると思ひます。

ただ実際の学力の比較ということになりますと、日本の大学の教育の質、また学生の質が一般的に全体として比較してみたときに劣るというふうなことは軽々に言えないのではないかと。日本においては、いろいろな弊害はありますが、小中高等学校における教育は、やはり諸外国よりも充実していると思ひます。これは特に低学年における学力の比較は現にあるわけでございまして、これは教育研究所が関係しております国際的な数字についての学力の比較の資料は明らかにござい

ますが、これは日本が非常に優秀な結果を示している。このような調査がありま

す。このようになつておると、もう少し明らかになると思ひますけれども、私は少なくとも高等学校の段階までにおいては、諸外国に比べてその学力という点についてはひけをとらないものと考えております。これはしかし推測でござい

す。

確かに大学においていまのような大学教育のあり方では相当の問題がありますけれども、しかしそのような素地の上に立つた大学教育でありまして、総体的にその学力が著しく劣るというふうには私どもは考えておりません。

○湯山委員 私は局長とは全く逆な心配をしてゐるのです。私も実はいろいろな外国を三回は見てまいりました。日本の学生の能力が低いとは毛頭申ししておりません。どこでも言つてお

りませ

体も發育するとき、精神的にも成長するとき、そのときがいま局長の言われたように、これで大体順調にいっているとはたして言えるかどうか。これは一々詳しいデータがなくても直感でもわからなければならぬ問題じゃないかと思ひます。

そこで大臣は一体このことをどうごらんになっておられますか。憂慮すべき事態だとお考えになりますか。これでいいのだとお考えになりますか。私はもちろん何割かは確かによく勉強して大學生にふさわしい生活をしておる學生があることを否定するものではありません。ただ全体的に見た場合に、はたしてこれでいいかどうか、こういうことを心配しておりますので、大臣どうお感じになりますでしょうか。

○中村(梅)國務大臣 大學の學生の水準を高めることについては、文部省としては設置基準の問題、あるいは単位改善、あるいは教官定数の改善等にいろいろ努力はいたしておりますが、御指摘のように、私も見ておりました。日本の大學は人情があり過ぎるというのでしょうか、入學させると卒業させなければかわいそうだという気分が多く手伝ひまして、結果的にはほとんど卒業していくという、こういう姿にありますが、どうも入學するまでは入學競争で、進學競争をやつてノイローゼになるまで勉強するが、入つてしまふとほつとしてしまつて、どうも見ておつて十分に一生懸命勉強にいそしんでおるといふ姿が欠けておると私も感じております。天野先生あたりの独協大學では、入學はさせても卒業させるまでには十分に試験をして、そして能力のない者はほとんど落第をさせるという新しい方式をとり始めておりますが、日本の大學のあり方というものについてまだまだ研究をし、もっと學生である以上は學問の勉強及び研究にいそしむような姿をつくり出したものだ、こう考えております。しかし、大學生急増の時期でありますので、これらの急増対策ともならみ合わせて今後どうあるべきかというところについては、さらにさらに十分に研究をして対策を講じていく必要があると考えておる次第であります。

○湯山委員 私は幾つかの資料を御提供したいと思ひます。それは、一つは科学技術教育というものは非常に重要だということで、今回の国立學校設置法の一部改正においてもそういう意圖がよく見えております。しかしながら、はたしてそういうことが期待どおりいっておるかどうかが。

これはこういう雑誌なんですけれども、これに小学校の四年生、それから大學は国立大學の一般教養を終わった三年生です。それらについて、もうだれでも知つていなければならぬ基礎的なごく簡単な問題についてテストした結果が出ております。やつたのは大學の教官がやつたのです。それで見ますと、こういうことになっておるのです。五題の問題の中で小学校四年生の平均点が四・八、それで大學の三年生、百五十名を対象にしてやつた平均が十三・一、小学四年生よりも低いのです。それから第二番目の問題では、小学校四年生が三・五、大學の三年生が三・三。それから第三番目の問題では小学校四年生が五・六・三、それに対して大學の三年生は五・六・二、これは低いのです。それから第四番目の問題は、小学校四年生が二・七・二に対して大學の三年が三・九・二。それから第五番目には小学校四年が八・六に対して大學は四・五・一。この五番目の問題は幾らか大學の面目を保つておりますけれども、実はこれは事実についての調査なんです、こういう状態です。それは局長が言われたように小学校が順調にいって、中学校が順調にいって、高校が順調にいって、これはいづれも中間段階です。中間段階で幾ら上げておつても、そもそも教育というものの仕上げをした段階、その大學を卒業した者が、実は入學するときに最高で、それからどこか落ちていって、ほんとうの大學でなければならぬ學問をしていない、する態度が不十分だということ、これは国家的に見て非常に重要な問題、國の將來から見てきわめて重大な問題であると思ひます。このことは、いまだに単に審議会の答申

を待つとか、そういうことでなくて、文部省が総力をあげて取り組まなければならぬ問題じゃないかというふうに思ひます。これはいかにがなものでしょうか。これは大臣のほうから御答弁いただきたいほうがいいように思ひますから……。

○中村(梅)國務大臣 いま御指摘をいただきましたそのデータも非常に重要なものだと思います。まあ、どういふ問題か内容をよく存じませんが、問題によつては小中学校で学んだことは、大學へ入ると一段落というところで忘れてしまふという傾向がたぶんにあるのじゃないか。しかし、やはりこれらが基礎でありますから、そういう學問の基礎については、大學生であつてもさらにそれを伸ばしていく努力というものは必要なんです、こういう意味において、大學の教育の内容に文部省として干渉がましくタッチすることは困難であります。が、何かやはり履修単位の基準であるとか、そういうようなことを十分今後研究しまして、やはり一定の水準の学力がなければ卒業できないような仕組みも、國立、私立を問わず考えていく必要があるのじゃないか。内容に対して干渉はできませんが、一つの水準を何か研究をしてきめていく、こういうようなことは大いに考えさせられるのじゃないかというふうに思ひます。中教審の審議等もいたしまして、十分今後こういう点の改善につとめたいと思つております。

○湯山委員 局長にお尋ねしますが、よその國に行つてみると、大學に入つて日本語を勉強し始めたという人たちが、大學で三年なり四年なりやつて、けつこうてにはなんかも正確に使つておられ、話ができます。もちろん十分ではありませんけれども、しかし、日本の大學では、大學を終わつた者は、いま中学で三年、高校で三年、大學で四年、十年間英語をやつておるわけですが、これも新聞に出ていたことですから、どこまでがほんとうかというところには問題はありましようけれども、大學で原書を持つてぶらぶらしておる。その中で中学二年のリーダーが満足に読めない、こういう指摘があります。これも全然間違ったことではないと思ひます。これでは私は何のために一体大學へ来ておるのか、実にはたいへんなことじゃないかという気がいたします。

それから、実業界あたりでいろいろそういうことをやつておるといふことですが、最近企業内大學というやうなものが生まれておりますが、これは正規の大學じゃないですけれども、局長御存じでしょうか。どうお思いになりますか。そして、どうしてそういうものができてきたかということについて……。

○杉江政府委員 私、日本の大學の學生の学力は、諸外國に比較して著しく劣つては必ずしもないだらう、こういう観測をいたしましたけれども、それは私は向こうのかなり部分の優秀な層と、日本のかなり部分の優秀な層とを比較して主として考えております。しかし、日本の大學は最近急にふえております。そしてそこには率直にいまして、その大學の教育の質の低い大學もある。また、生徒の質の低い者の集まる大學もあるわけでありまして、それらにおいてははたして大學教育として要求される質を維持しておるかどうかが、非常に疑問だと思はれる点は確かにございします。そして、日本の大學が戦後これだけ膨張しておりますので、十分質の向上に行き届かなかつた点が非常に多い、そういうことから学力の点からいいますと、いろいろな欠陥があるというところは事実でございします。そういう点について、私も十分そういう欠陥を承知しておるつもりでございします。ただ、これが改善の方途についてはなかなか意のごとくにならない点を反省いたしておりますけれども、いろいろ改善しなければならぬ点があるかにも思ひます。

いま英語の学力についてのお話がありました。これも非常に優秀な者もあれば、いま御指摘のやうな者も確かにあると思ひます。これらの点、大いに改善しなければならぬことであります。ただ、これも私一般的にいまして、英語の力というところに対して、非常にふえてきた段階における總体的な力というところについては、私もかなり疑

間を持ちますけれども、かなりのすぐれた層においては必ずしも劣っていないんじゃないかということをおぼろげに思いますが、それは確実なデータがございません。ただ、欠けておられるのは、いわゆる話す、聞くという、こころいって実践的能力が確かに欠けておられる。これは長い間勉強してきたそのうちに、話す、聞く能力は非常に劣っているというところは確かだと思えます。この点については、やはり最近いろいろな改善の努力は払われておられます。が、まだ十分ではありません。その原因には、私は試験制度というものがそういう点の災いをしていないかと思いますが、しかし、いろいろな点について学力不十分な点も、英語のみならず、各方面にあるわけでございます。具体的な解決に努力しなければならぬと考えております。

それから、企業内大学のこともある程度は承認しております。そして、そのかなり多くが非常に充実した教育をやっておられる。そうしてほんとに実力もつけておられると私は考えております。相当見習うべき点があるというふうに私は考えております。

○湯山委員 いま局長がおっしゃったように、正規の大学じゃなくて、企業内にそういうものをつくってやっておられる、それが実際には非常に成績をあげておられるというところは、これは非常に問題だと思っております。むしろもう正規の大学にたよらないという、正規の大学に対する不信感のあらわれと見て決してこれは言い過ぎではないと思えます。

しかも石川島播磨重工業とか、日立製作所とか、東京電力、東洋レーヨン、こういういわゆる大企業のところでそういうことをやっておられる、これは反省の資料にしなければならないことだと思えます。そこでいろいろこの点については申し上げたい点たくさんあるのですけれども、一つはいま大臣おっしゃったように、卒業させなければならぬというところは、特に私学等においては経営の問題もあると思っております。教育の上からはこの定員がよいのだけれども、経営上はそれじゃいけない。

経営定員と教育定員とは違っておられるし、順々に送っていくなければ、学校の経営が困るというよりな実情もあるでしょうし、それからいまの状態では、さっきのように入学することに一生懸命で、それからあとはどうにかこう卒業できるという、いまの甘さ、こういうこともあると思えます。だからよく言われておられるのは、日本の大学は世界一甘いという批評を受けておられるのも、それだと思えます。したがって、いま局長おっしゃったように、単に設置基準とか、あるいはそういう問題じゃなくて、大きな立場から取り組まなければならぬ問題はなかなか正できない。そうしてそれは将来の日本の国にとってきわめて重大な問題だ。いまこそ方々の国が日本の学問技術に対して敬意を払ってくださるし、それからもう一つは、ある種のコンプレックスを持っているんじゃないかというように思えますけれども、このまま行くと五年、十年先に日本の卒業生というのはいくらもものだといいことで、そういうことがはつきりわかったときには、逆にたいへんなことになるというのを心配いたします。この問題は触れなければならぬ多くのものを持っております。

ひとつ政府におかれども、単に一省の仕事をやらなくて、国全体の仕事としてぜひひとつ強力なお取り組みをお願いしたい。設置法によって学校のふえること、それが必ずしも国益のためにならない、そのことを指摘して、ぜひひとつ善処をお願いしたいと思えます。大臣の御決意をお聞かせ願いたいと思えます。

○中村(梅)國務大臣 たいへん建設的な御意見を承りまして、私も現状を見まして、現状で満足するところではない、大いに改善を要する問題を非常にやかましくおぼえておられる。したがって文部当局としては、その改善に向かっています。今後一そう力を注いでまいりたいと思っております。

○湯山委員 次に文理学部改組の問題についてお尋ねいたします。

たものが、今日まで約二十年間そのまま放置されたというところは、私ははなはだ遺憾なことだと思えます。なぜこういふことになってきたか、その経緯を一度御説明をいただきたいと思えます。

○杉江政府委員 文理学部はかつての高等学校のあとを受けて設けられたものでありますが、その再編成のときに、すでにいろいろな意見があったわけでありまして、一般教養を担当するものとして編成がえをするとか、あるいは教員養成を担当するものにするとか、あるいはいろいろな考えがあった。しかし一応その高等学校の教育、また教官組織を大幅に変えないような形で新しい学部をつくるというところに意味があるというふうな考え方もあつて、文理学部が発足したものと私は理解しております。ここでは人文、社会、自然の各分野にわたる総合的な教授及び研究をするということになつておられるわけでありまして。しかしこのようにないば複合的な学部というものの教育というものは、なかなか能力が上らない、また運営にもいろいろな問題がある、できるならば単一学部に編成がえすることが適当だろう、こういうふうな意見が前からあつたのであります。しかしこれが編成がえは実際上いろいろな困難が伴うわけでありまして。この数年間までにおいては、特に新しい学部をふやしていくということについては、一そう慎重であつたわけでありまして。学部をふやさないでこの中身をすっきりした形にするということにはいろいろな困難があつた。そういうことから、その必要は唱えられながらもこれが改組がなかなか実現しなかつたのであります。しかし大学生急増期間において大学の収容力をふやすということを考えて、実際に相当の収容力の増加を現にはかつていふわけでありまして、この際こういふ懸案を発展的に解決していきたい、こういうふうな考え方で、現在その改組が進められているわけでありまして。やはりこういふ長い間解決しようとして非常にむずかしい問題が、この際発展的に解決をはかる、そういうことが実際にこの問題を解決する道であるという考え方でその改組が進められておられるわけでありまして。

○湯山委員 非常に困難な問題があつたという、その一番困難な問題はどこにあつたんでしようか。

○杉江政府委員 先ほど申し上げましたように、原則的に学部をふやすにそれを改組しようとする、たとえばこれを、一部を理学部にして、そして法文を一般教養に移すというようなことも、一つの改組のしかただろうと思えます。しかしこういふことは人事異動も伴うし、非常にやりにくいというところは私はあつたと思えます。そういうこと、やはり望ましいことだが、しかし実際問題としてやれなかつたということ、それと、もちろんそういうふうな改組をしないでも、文理学部というところの総合的な教育を行なう学部そのものに意味があるという主張も相当あつたわけでありまして。だから実際上の困難と、それから文理学部の教育それ自体にもかなり意味があるのではないかと、そういうふうな見解も相当ありまして、その改組の方法についての意見も必ずしも一しなかつたというところが、この改組をおくらした大きな原因じゃないかと私は見ております。

○湯山委員 これは評論家の御意見ならばいいおっしゃったとおりで思えます。もつといえは、旧制高校の人事、これがブレーキになつて改組をおくらしたと端的にいえば言えないことはなと思います。それについて文部省として、これをいまのような御把握に立つて今日までどういふ努力を重ねてこられたか、これを伺いたいと思えます。今度はみずからそれをやる立場に立つてどういふふうな努力を続けてきたかという経過を御説明いただきたいと思えます。

○杉江政府委員 いろいろな方法について学部長さんのほうからの御意見も伺ひし、またそういった学部長会議等で相談してきたわけでありまして、いろいろな意見があつたわけでありまして、十分にまとまらなかつたというのが私は大體に言ひ得ると思つております。ただ具体的な努力の経緯については、私はよく承知しない点もあるの

○井内説明員

学志願者等もふえてまいりますので、国立大学の

学の一般教育を担当するといふ使命を一つ持つて

等一類等六十一
文政宗員宗義等七
召口

これは基本的にはいま申し上げました全学の一

○湯山委員 いまの御説明を聞いて大体の理解は

11-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24-25-26-27-28-29-30-31-32-33-34-35-36-37-38-39-40-41-42-43-44-45-46-47-48-49-50-51-52-53-54-55-56-57-58-59-60-61-62-63-64-65-66-67-68-69-70-71-72-73-74-75-76-77-78-79-80-81-82-83-84-85-86-87-88-89-90-91-92-93-94-95-96-97-98-99-100-101-102-103-104-105-106-107-108-109-110-111-112-113-114-115-116-117-118-119-120-121-122-123-124-125-126-127-128-129-130-131-132-133-134-135-136-137-138-139-140-141-142-143-144-145-146-147-148-149-150-151-152-153-154-155-156-157-158-159-160-161-162-163-164-165-166-167-168-169-170-171-172-173-174-175-176-177-178-179-180-181-182-183-184-185-186-187-188-189-190-191-192-193-194-195-196-197-198-199-200-201-202-203-204-205-206-207-208-209-210-211-212-213-214-215-216-217-218-219-220-221-222-223-224-225-226-227-228-229-230-231-232-233-234-235-236-237-238-239-240-241-242-243-244-245-246-247-248-249-250-251-252-253-254-255-256-257-258-259-260-261-262-263-264-265-266-267-268-269-270-271-272-273-274-275-276-277-278-279-280-281-282-283-284-285-286-287-288-289-290-291-292-293-294-295-296-297-298-299-300-301-302-303-304-305-306-307-308-309-310-311-312-313-314-315-316-317-318-319-320-321-322-323-324-325-326-327-328-329-330-331-332-333-334-335-336-337-338-339-340-341-342-343-344-345-346-347-348-349-350-351-352-353-354-355-356-357-358-359-360-361-362-363-364-365-366-367-368-369-370-371-372-373-374-375-376-377-378-379-380-381-382-383-384-385-386-387-388-389-390-391-392-393-394-395-396-397-398-399-400-401-402-403-404-405-406-407-408-409-410-411-412-413-414-415-416-417-418-419-420-421-422-423-424-425-426-427-428-429-430-431-432-433-434-435-436-437-438-439-440-441-442-443-444-445-446-447-448-449-450-451-452-453-454-455-456-457-458-459-460-461-462-463-464-465-466-467-468-469-470-471-472-473-474-475-476-477-478-479-480-481-482-483-484-485-486-487-488-489-490-491-492-493-494-495-496-497-498-499-500-501-502-503-504-505-506-507-508-509-510-511-512-513-514-515-516-517-518-519-520-521-522-523-524-525-526-527-528-529-530-531-532-533-534-535-536-537-538-539-540-541-542-543-544-545-546-547-548-549-550-551-552-553-554-555-556-557-558-559-560-561-562-563-564-565-566-567-568-569-570-571-572-573-574-575-576-577-578-579-580-581-582-583-584-585-586-587-588-589-590-591-592-593-594-595-596-597-598-599-600-601-602-603-604-605-606-607-608-609-610-611-612-613-614-615-616-617-618-619-620-621-622-623-624-625-626-627-628-629-630-631-632-633-634-635-636-637-638-639-640-641-642-643-644-645-646-647-648-649-650-651-652-653-654-655-656-657-658-659-660-661-662-663-664-665-666-667-668-669-670-671-672-673-674-675-676-677-678-679-680-681-682-683-684-685-686-687-688-689-690-691-692-693-694-695-696-697-698-699-700-701-702-703-704-705-706-707-708-709-710-711-712-713-714-715-716-717-718-719-720-721-722-723-724-725-726-727-728-729-730-731-732-733-734-735-736-737-738-739-740-741-742-743-744-745-746-747-748-749-750-751-752-753-754-755-756-757-758-759-760-761-762-763-764-765-766-767-768-769-770-771-772-773-774-775-776-777-778-779-780-781-782-783-784-785-786-787-788-789-790-791-792-793-794-795-796-797-798-799-800-801-802-803-804-805-806-807-808-809-810-811-812-813-814-815-816-817-818-819-820-821-822-823-824-825-826-827-828-829-830-831-832-833-834-835-836-837-838-839-840-841-842-843-844-845-846-847-848-849-850-851-852-853-854-855-856-857-858-859-860-861-862-863-864-865-866-867-868-869-870-871-872-873-874-875-876-877-878-879-880-881-882-883-884-885-886-887-888-889-890-891-892-893-894-895-896-897-898-899-900-901-902-903-904-905-906-907-908-909-910-911-912-913-914-915-916-917-918-919-920-921-922-923-924-925-926-927-928-929-930-931-932-933-934-935-936-937-938-939-940-941-942-943-944-945-946-947-948-949-950-951-952-953-954-955-956-957-958-959-960-961-962-963-964-965-966-967-968-969-970-971-972-973-974-975-976-977-978-979-980-981-982-983-984-985-986-987-988-989-990-991-992-993-994-995-996-997-998-999-1000-1001-1002-1003-1004-1005-1006-1007-1008-1009-1010-1011-1012-1013-1014-1015-1016-1017-1018-1019-1020-1021-1022-1023-1024-1025-1026-1027-1028-1029-1030-1031-1032-1033-1034-1035-1036-1037-1038-1039-1040-1041-1042-1043-1044-1045-

○杉江政府委員 文理学部は十四大学に設けられ

今後の基本的なかまえてございますけれども、

○湯山委員 非常に誠意を込めて御答弁いただいた

100

○杉江政府委員 四十年度に改組いたしましたの

○湯山委員　そんなことではたいへんだと思うの

○杉江政府委員　話はついておりません。この改

ずしもそうではなくして、教育学部のはらはかなり充実したままになっている。それからまた、教育学部との関連の依存度が大学によって非常に違います。そういうものを具体的に詰めて最終的な形をきめるわけがありますが、いままでそれぞれの大学についてはかなりの話し合いはしておりますけれども、最終的な形を出しますには、いろいろ具体的なことについての詰めをしなければならぬのでありますけれども、それらの詰めが必ずしも各大学でもされていらない。また、されて、一応大学としてのお考えが出ておられる場合においても、それはあまりに過大な膨張の計画であつたりして、私どもとしてのみにくいというものもありまして、そういう問題もある。だから、ある程度それで話は進めておりますけれども、今後の改組の最終的な形というものは、やはりなお予算編成時までに十分御相談申し上げていきたいと考えております。

○湯山委員 来年度予算編成時までにこの六つの大学については成案を得て、来年度国立学校設置法において御提案になる、こう理解してよろしくございませうか。

○杉江政府委員 私は、来年度一挙に六大学について実施できる、またしなければならぬとは必ずしも考えておりません。大学の拡充整備は、四十二年、四十三年までにわたって行ないたいと考えておりますので、なるべく早くということを考えながら、四十三年度までにはこの六大学の文理学部部の改組を実現したい、かように考えております。

○湯山委員 それはたいへん重大な御発言で、文理部部の整備は三カ年計画でやるという前大臣のお約束があつたのを御存じですか。

○杉江政府委員 私はそのような計画も一応あつたと聞いておりますけれども、そういう方針が確定しておつたということは私は承知しておりません。

○湯山委員 昨年、予算の分科会で愛知文部大臣が、こうやって三カ年でやります、できるだけ

のような努力をしますというようにことを言っておられるのです。だから、この六つの大学について困難な事情があるということは、それは認めるのにやぶさかではありませんけれども、いままではやりやすいものからやってきたわけですね。そして、これだけ残つた。それは何年もの話し合いの積み重ね、それがもう最終段階にきているというところなんです。これをまた二つに分けて、来年三つ、その次三つというようにすることは私はいかに思ふ。文部省としてはやるといふ御決意で臨まなければ、いまおっしゃったように、実情に合うようにというやうなことをいろいろいふことを言つておつたのでは、結局できないことになるおそれがあります。

で、局長は、むしろ来年度は、それぞれ基本的には方向もきまつておるのだから、六校とも全部やり、やる決意で臨みますと言ひべきであつて、この改組が必要だということを認めておりながら延ばしていつかということ、必要ないいことを延ばすことと同じこと、とるべき態度ではないと思ひます。いかがでしょうか。——大臣いかがでしょうか。事務的にはなかなかお答えしにくいと思ひますから……。

○中村(梅)国務大臣 御承知のとおり、文理学部は旧制の高校を新制大学になるときに吸収いたしました関係で、高校時代には一般教養を十分に行なうということが目的であり、大学に吸収をされましてからは、大学によって一般教養のいわゆる教養学部が属するものを受け持つところとあり、あるいはまた教員養成を重点にしているところもあり、いろいろ内容が複雑であることは御承知のとおりでございます。そこで、旧制高校の時代には一般教養の目的でありましたが、完成教育である大学にこれを吸収した以上はつきりさせるべきものであるという考え方については、私も同感でございます。ただ昭和三十八年ごろ以来、聞くところによりますと、中教審にもこの問題を転移しましていろいろ御検討いただいたのであります、内容の実情を知つておる者から見ると、

と、そう画一的にはさばけないというむずかしさがあつて、そういう弾力性のある答申をいただきたいおるわけでありませう。

そこで、先ほど来大学学術局長も苦慮しておるところであります、大学の内部のいろいろな編成がえをするについての考え方、意見の統一、それは意見が統一しても、今度は具体的に教授陣営をどういうふうな配置にし、分離のしかたをするか、こういうことにつきましても、これは文部省だけで押しつける姿では実行できませんので、私どもとしましては、大学ごとに実情に即して詰めをしてもらつて、そして詰めのできたところから順次解決をして、最終的には先ほど申し上げたやうな方向で解決をはかりたい、こう思つておるわけでございます。おそろく局長がちやうちとしておるのも三カ年といひましても、来年度それじゃあと残された六校が詰めが終わるかどうかという点に懸念があるもので、これは終わるべく努力すると思ひますが、大学は学長にしたがつてなかなか学長の自由になりませんし、教授会等でも十分人的配置等について議を練つて、そして成案を得たものから実施に移す以外に方法がありませんので、そういう考え方で、私どもとしましては詰めのできたものから順次解決をするということにしてまいりたい、こう思つておる次第であります。

○湯山委員 そこで、大臣の御決意はよくわかりましたが、その場合、いま局長が言われた諸般の中に、非常に大きい要素になつてゐる問題は予算なんです。予算さえもつと文部省のお考えに合合していき、あるいはまた大学側の希望に合合していき、そういう態勢ができれば、私は六大学の問題はけつこう間に合ふと思ひます。そこに問題があるわけですね。予算を理由にして引き延ばしていき、来年度二校になるか三校になるか、予算段階が見通しがつかず、さつき局長の言われたこまかいだめ詰めのというのは絶対できないのですから……。

それならそれを口実にして延ばしていかば、あと六年かかるか七年かかるかわからないのです。問題は、したがつていろいろ言われたけれども、政府がこれに対してどう取り組むかということにかかつております。その点についての御決意があれば、来年度六大学は問題が解消する。もし弱腰になれば、あと二年で済むか、ひよつとして三年で済むかわからない。そのうちブームが去れば、また結局一校か二校がその前世紀の遺物をぶら下げていかなければならぬ、こうもなりかねないのです。これは大臣、私もこの実情を幾らか存じておりますので、端的に申し上げるわけですが、ひとつそういうところを十分お考えくださつて、ぜひひとつ四十二年度には全部改組するという御努力をいただきたいと思ひます。重ねてひとつ御所見を伺いたしたいと思ひます。

○中村(梅)国務大臣 これは予算の關係と、もう一つは、大学の学内の事情とからみ合つてまいりますから、御期待に沿うように最善の努力はしてまいりたいと思ひます。しかし若干問題の残るところがあれば延びることもいたし方ないと思ひますので、この点はお含みをいただきたいと思ひます。

○湯山委員 では、大臣の御答弁は、来年度に全力をあげて努力をされる、それでもやむを得ず残るのがあるかもしれない、しかし大多数は再来年度解決する、そういうふうに了解いたしましたので、この質問を終わります。

次に、通信教育についてお尋ねいたします。これは私どもにとつてはたいへん心外な点ですが、学校教育法にある大学、そういうものは大体国立もそれをつくるということが前提でなければならぬと思ひます。私学にまかしておいたのでは、つくるつくりません。私学にまかしておいたのでは、日本の国で通信教育の大学をつくらなければ、日本の国で通信教育が行なわれるという保障はありません。ところが一方において、国のはらは国がやらなくてもいい短期大学はつくつておられて、当然つくる責任のある通信教育を国がやっておられない。これは一体どういふわけでしょうか。

○杉江政府委員 大学教育についてはそれぞれの

大学で具体的にいろいろお考え願って、その御意向を受けてできるだけ諸般の措置を講ずるようにいたしておるわけでありすが、現在のところ、国立大学においては実際問題としてこの通信教育開設の御要望もないのであります。その原因については、運営に自信がないとか、通信教育ではたしどの程度の教育効果があるかということについての自信もないとか、いろいろな問題があると思ひますが、私は今後とも国立学校においてこれを実施するということは検討すべき課題だと思ひます。ただ、実際上は相当困難が予想されるので、その点も十分検討してまいりたいと思つております。

○湯山委員 私のお尋ねしているのはそういうことではなくて、これは学校教育法において規定しておる教育です。学校教育法の四條あるいは五十四條の二にちゃんと規定されております。それについて国が何もしていない。これはどういうわけですか。できてきてからあとのことを言うのではなくて、発足のときになぜつくらなかつたかということをお聞きしておるのです。

○杉江政府委員 法律のたてまえにおいては、これは「できる」という規定になっておるわけでありすが、そういうふうな法律のたてまえに基本的になつておる、そこでこれを国立大学で実施すべきかどうかという点については、従来ともぜひこの方法を国立大学で実施せよ、——国としてそういう立場をとることについては、なかなか教育上の問題もあつてちうちよされ、そういうふうな強い指導方針はとつてこなかつたのであります。また大学からもこの点についての積極的な御要望がない、こういう状況が現在まで開設されない原因だと私は思ひます。

○湯山委員 私は何も大学からの要望とかどうとかいうことを問題にしておるのではないのです。学校教育法をつくるときに検討して、これは必要だということどころいろいろものをつくるということの規定をお入れになつたわけですから、短期大学なんか、その当時でも全然入つていないのですよ。で

すから、短期大学というふうなものは国がつくるべき筋合いのものではなかつた。そういうものはおつくりになつて、やらなければならぬものをつくらないで、しかも都道府県に対してはかなりこれをすすめられてやらしております。それは成績をあげておる。国だけがそれをやらないで、そういう機会を与えないで今日までできたというの、国はやつてもやらなくてもいいというのではないのです。『できる』とはなつておりますけれども、できるということ、つくらなくてもいいということではない。ですから、局長の言われるのと、私が法律のたてまえから聞いておるのと食ひ違つておるのです。その当初にどういふ検討をしてどうしてどうであつたか、これはどういふことになつておりますか。

○杉江政府委員 私は法律で「できる」という規定がされておる趣旨は、これはやはりこの条文そのまゝの意味で理解していい、そういう方法もできるのだというものであつて、これを大学において早急に一般化するといふ考え方は当初なかつたかと理解しております。と申しますのは、通信教育については、その教育方法について非常に問題があるし、また生徒の側にとつても、その学習は必ずしも容易でないものであります。できるならば、やはり教育はある一定の場所へ集まつて實際先生に常時接して教育を受けるということが望ましいのだ、そういうふうなことは当然のことでありまして、そういう原則による整備をはかるということに重点が置かれていた、そのことが、私は、法律のあの規定からいって必ずしもそれに違反するとは言えないと思ひます。しかし今後の課題として勤勞青少年教育の充実といふ点から、これが整備、充実、拡充を今後検討すべき課題だといふふうに考へております。

○湯山委員 私は、局長の御答弁をそのまゝお受け取りするわけにまいりません。ほかの問題は別として、この問題に関する限り、局長はたいへんな間違いをしておられます、いまのことばならなぜかといふと、学校教育法は教育基本法に

根拠を置いておるのです。いいですか、間違ひありませんね。その教育基本法は憲法に基づいておるものですね。間違ひないでしよ。その憲法では能力に応じて教育を受けさせなければならぬことになつておるのです。そうすると、能力があつても勤勞しておる青年、高校教育を終わった勤勞青年はではどうやって大学教育を受けますか。通信教育以外ないでしよ。だからあなたは必要の有無といふようなことを言われますけれども、現にあなたのところまでやつておる教員の資格を再教育は、どれだけたくさんさんの教員が通信教育を受けて単位をとつたか。御存じないですか。

○杉江政府委員 承知いたしております。

○湯山委員 では答弁はそれでいいです。それから現在働きのながら通信教育を受けている学生はどれだけありますか。

○杉江政府委員 四年制大学において五万三千、短期大学において六千六百でございます。

○湯山委員 それだけの勤勞青年が通信教育を受けておる。それだけ必要がある。これは通信教育が大学においても必要だといふことの証明にはなりませんか。五万三千の学生がそれを受けているといふことはそういう証明になりますか。

○杉江政府委員 私は、勤勞青少年教育を大学教育においても大いに考へていかなければならぬといふ根本趣旨については、先生と考へは全く同じでございますが、ただ私は、やはりそういう勤勞青少年教育の充実といふ点から考へましても、いろいろな方法が考へられていい。夜間大学もそうです。それから育英奨學の方法もありましようし、いろいろな方法が考へられていい。それで大学の拡充に戦後努力し、そして戦前に比べて飛躍的な大学の拡充はされてきたのであります。が、それらは広く青少年に門戸を開放するといふ結果になつておると思ひます。ただ、勤勞青少年教育のために通信教育といふものをどの程度やるかについては、先ほど申し上げましたような観点から、いろいろな問題もあり、国としても必ずしも十分な自信が持てなかつたという点で、この

教育を必ずしも発展させなかつた一つの原因だと私も実は思ひます。しかしそういうふうなままの考え方について再検討していくといふことは、私は必要だと考へております。

○湯山委員 文部大臣にお尋ねいたします。大臣は、中村文部大臣がやられたという意味じゃありませんが、文部大臣は私学の申請に対して、必要だ、適当だといふので、認可しておられるのです。国では、いま局長の言ふように、効果があるのかどうかかわからない。これで一体いいのですか、勤勞青年の教育といふものは、大臣、いかがですか。

○中村(梅)國務大臣 私は、私の気持ちを申し上げますと、勤勞にいそしみながら、講義録でもいいから勉強したいといふその勉強の意欲、これは非常にとうとうと思ひます。したがって、私立大学にだけ、通信教育という制度があるのに、これをゆだねておつていいかどうか、こういう根本問題については、研究すべき課題であると思ひます。問題は、おそろしくいままで国立大学では、そういう通信教育の制度を、うちの大学でやってみようといふ意欲が乏しかつたと思ひます。

考へ方としては、私立大学で通信教育をやつて講義録を出し、そしてそういう勤勞をしながらか勉強したい人たちの勉強のできるような道を講じておるとするならば、どこかの国立大学で、權威ある講義録を出して、一つのサンプルをつくつてあげる。そして講義録の水準といふことが、そういうものを確保していく努力をするといふことは、考へようによつては非常に大事だと思ひます。ただ問題は、国立大学の教授なら教授、国立大学がそういうことをしようといふ意欲がないから、文部省としても押しつけるわけにいかなくなつたといふのが、おそらく正直なところじゃないかと思ひます。で、これについては大学側の考へ方もある。ただいましましたこの問題は、一つの課題として研究してみたいと思つております。

○湯山委員 大臣少し違つておるのです。と申しますのは、学校教育法で規定されておる教育なん

です。したがって国は、国立のどこかの大学に、片手間でやってくれ、あなたのところで希望はないか、こういうことをやる必要はないのです。この設置法によって、国がやる場合に、そのための機関をつくつたらい。たとえば通信教育大学というものを設置する。そして大臣がそれぞれちゃんと任命して、設置すればできるのです。

大学に希望があればでなく、やるかやらないかの問題で、これはいまおっしゃったように、やらなければならぬ問題を、今日まで放置しておいた、怠慢であつた、これしか言えないんです。たまたまいまのように私立の大学が、ことばは悪いけれども、そのために奉仕しよう、現在ある大学の機構を通じて、片手間というか、努力を提供してやっであげましよう。それにおぶさつてしまつて、国立大学でどこかやる希望があるとかないとか、それは全然この際条件にはならない。国がつくれぬ。つくれるんです。それをほつておいたのは怠慢であつて、当然やらなければならぬことだと私は思います。そういうことについての御所見を聞いておるわけです。これは、いまおっしゃつたのと、全然違います。

○中村(梅)國務大臣 その問題も含めて、ひとつ研究してみたいと思います。

○湯山委員 私は、研究するいうとよくな、右するか左するかわからないようなものでなく、どういふようにつくつたらいいかを研究する、それなら了解いたします。しかし、大臣の御答弁は、まだそこまでおわかりただけてないのではないかと、という気がするものですから、たいへん失礼ですが、もう一度御答弁願ひたいと思います。

○中村(梅)國務大臣 私、実態をつまびらかにしておりませんが、おそらく私立大学で通信教育をやっているところも、大学の教授の協力を得るのか、何か、そういう形でやっておると思うのです。ですから、いま御指摘のように、新しい通信専門の大学をつくるということは、机上の、そういう立案だけではふさわしくない点もあるのではないのか。やはり大学で教べんをとっている人が、何の

学問にせよ、みずから講義の原稿をつくつてやっているような、実践をした成果を講義録の作成等については相当織り込まなければ、うまく遂行できないのではなからうかというふうな気がするわけでありま。したがって、いまの既設の国立の大学にやらせるとか、あるいは国立大学の別のものをつくるにしても、国立大学の教授等に相当犠牲を払つて協力をしてもらふのでなければ、成果のあがるような通信教育はでき上がつてこないのではないかと、私はこういう感じがいたします。

したがって、これは文部省だけの考えでは遂行困難でありますから、いまでは国立大学協会もできましたので、そういう機関にもはかりまして、とくと研究をいたしたいと思ひます。

○湯山委員 大臣、もう一つこの問題で御要望申し上げたいのですが、確かに大学の先生の協力を求めなければならぬということ、それはよくわかります。しかし、国立の学校だからといって、国立の学校の先生だけの協力を求めるというものでない。そういう形では、たとえば教育課程の審議会だとか、そういう形では、そういう先生の協力を実際に委嘱して文部省はやつておられるのです。中には——中には——といふ、おそろく大学の先生方には、そういうことならというので、積極的な協力をしてくださる方が、特に大臣が委嘱すれば、やつてくれる人はたくさんあるはずで、またなければならぬと思ひます。だから、そういう点については、あるいは大臣の御意識の中に、何か大学の自治とかあるいは自主性というものがこびりついているようないまの御答弁ですけれども、それはちつとも御心配要らない。

そういうことに問題があるのでなく、いまのよう大臣が、おつくりになる方向で検討せいでい言へば、局長は一月もあればそのスタッフをつくりま。私はその局長の能力も、現在文部省の力も十分あると思ひます。ないですか。あるでしょう。ありますよ。それはもう大ありです。いまだどこかに自主性とか何とかいうことがあるのじゃない

かという感じがちよつとしたものですから。そうじゃなくて、そのお気持ちになればその体制というものはまことに簡単で、準備期間を一年なら一年ということにしてその間につくつてもらう。それから現在あるものを使つていただければそれ拒否しないと思ひます。ですから問題は、いまの実情をどうしようかと、そういう気持ちでやる、そういう方向で検討を命じる、そうされるかどうか大臣から聞きたい焦点ですから、ひとつもう一度いまの点お伺ひしたいと思ひます。

○杉江政府委員 ちよつと私、事務的な補足説明をしたいと思ひますが、先ほど先生は通信教育の単科大学はつくりとすればできるのじゃないかというお考えのように承つたのですが、私も、まずいまの法律のたてまは、学校教育法の五十四条の二にござりまする。『大学は、通信による教育を行ふことができる。』いわばこの段階では方法論を言つて、一応そういう方法を用いることができるという規定になつておる。その前の第五十三条に、大学には学部を置くのだといふことがある。そして第五十四条には『夜間において授業を行ふ学部を置くことができる。』といふふな規定があるわけです。ところが通信教育については、通信による学部を置くことができるという規定は、通信による教育を行ふことができる。『大学は、通信による教育を行ふことができる。』、こゝろに規定になつておるわけでありま。したがっていまの解釈では、通信教育のみの大学をつくるということ、私はこの法律の見方として無理があると思ひます。やはりやるとすれば既存の大学に、通常の形において行なわれおられます学部を持つ大学に通信教育の方法を採用してもらう、こゝろの方法をとる以外にないと思ひます。

○湯山委員 私はそういうことを問題にしてはいないのです。ただ、二十年間これを放置した、その責任回避の答弁のようになってはくれないと思ひます。というのは、それは確かにそういう単科大学をつくるのかいふふにとれたとすれば、そ

れは訂正いたします。ただ、現在府県でやらしておるの何々高校、そこで通信教育をやる、それは別個な教員を任命して、その事務局をつくつてちゃんと独立してどこもやつておるのです。そういうことを頭に置いて言つておるのです。東京大学に研究所を設ける、それから京都大学に研究所を設ける、そういうようなことはできますね。それで東京大学でそういう教育方法をとる、そのために人を任命して、その人は余分なことをしないでそれだけ専門でやるという機構は、人を配置して、予算を配置して、これはこゝろだということでもやれないことはないはずで。だから、そういう技術的なこととかんとかいふようなことはもういまいわなないことにして、それでこゝろとかこゝろとかいふ議論をしてるのじゃないのですから、やる気になればできるということをおし上げているので、そこで大臣、最後のこれについての御答弁をいただきます。

○中村(梅)國務大臣 実は私も就任以来、勤務にいそみながら勉学しておる定時制高校の生徒であるとか、あるいは通信教育で勉強しておる生徒、こゝろ人たちの勉学の意欲に対しては何か報いなければならぬという気持ちで、奨学の拡充、たとえばこゝろ単位をとれば、お前さんは、講義録の経費を国が持つて無償で勉強できるようにする、こゝろいうような奨学の拡充は考へておつたのです。今度の予算でもやつたわけでありま。国立でそういう通信教育の分野を新しく開拓したらどうかという問題は、そこまです考えが及びませんで、きょう湯山さんから初めてこゝろ建設的な課題を投げかけられたわけでございますから、とにかく私どもとしては、十分に御意の点を考慮して研究をさしていただきたい、これが私の申し上げる最大の結論でございます。

○湯山委員 いまから新たにそういうものを検討してつくるといふのじゃなくて、当然つくつていなければならなかつたものができていなかつたのだといふことも御考慮に入れていただきたいと思

います。

実はこのことを私がなぜこんなに申し上げるか
という、現在私立の大学で通信教育を受けてい
る人たちは、非常な困難に遭遇しております。そ
れは何かというと、スクーリングなんです。ス
クーリングの実情を、局長御存じでしょうか。
○杉江政府委員 ある程度承知しているつもりで
あります。

○湯山委員 どこに一番問題がございますか。

○杉江政府委員 一番の問題は、スクーリングは
大体夏休みに行なわれておりますが、そこで暑
いさなかに遠隔の地から東京へ来る場合が多いので
ありますが、そこで夏休み一ぱい勉強するとい
うことが、経済的にもまた肉体的にもたいへんなこ
とだと思ひます。そういうふうな困難がありま
す。また日ごろの勉強も、通信によってやるとい
うことの困難性、勤務との関係におけるいろいろ
な困難もあると思ひます。

○湯山委員 通信教育を受けている学生は、夏暑
いときに東京へ出てきて勉強することなんかとい
わないのです。むしろその熱意があるからや
つておるのです。私が申し上げたいのは、毎年六週
間職場を離れなければならない、このことなんです。
私の知っておる幾つかの例を申し上げますと、あ
る国家公務員ですけれども、通信教育に行くとい
うと、上司が非常にきげんが悪い、そこで職場を
かえてもらったという例があります。それからこ
れではとても通信教育を受けられないというの
で、退職した例もあるのです。年次有給休暇は二
十日しかないのです。御存じですね。だから、
二十日は有給休暇でいいのですが、六週間、四十
二日の半分以上は結局欠勤して来なければなら
ない。これは期末手当、勤勉手当に影響しま
す。昇給にも影響します。どうしても出してけれ
ないというところもあるのです。まだ公務員の場合
はそうやって二十日間という利用できる機会が
ありますけれども、民間の場合はもっとひどい
です。そこで、通信教育を国がおやりになって、国

立——これは各県にあるのですから、そこでス
クーリングをやってくれることになれば、通える
わけです。かりに日曜日とかなんとかいうものを
利用してやってみれば、そういうことをしない
で済む。旅費もろんと少なくて済む。いま一番
困っているのはスクーリングなんです。ところが
このスクーリングについて文部省は何もしてい
らっしゃらない。ただずっと以前に、次官通牒か
何かで協力してほしいということがありましたが
けれども、それももうほとんど消えて、何の効果も
ありません。この点をどうお考えでしょうか。
○杉江政府委員 その辺、私も具体的にどうい
うふうな措置をしいいか、いまにわかに案も浮か
びませんが、何とか解決のできるように努力をし
てまいりたい、かように考えます。

○湯山委員 局長の御答弁がはっきりしないの
は、これは文部省は大学の通信教育ということに
ついては今日まで野放しであったという証拠なん
です。これはあなたが悪いというのじゃありません。
いまの文部大臣がおやりにならなかったとい
うのじゃありません。過去約二十年近くの間全く
勤労青年の通信教育は野放しにされておりました。
これは率直にお認めになると思ひます。私も
ずいぶんこのことについてお尋ねしましたけれど
も、いやそれは学生課だ、いやそれは大学課だとい
うようなことで、一つの問題の処理ができてい
ない。結局大蔵省へ聞いたら、所得税についての
免税点がどうだというようなことが幾らかわか
つたくらいで、ほとんどこれについてはタッチし
ておられなかった、それは設置すべきものを設置し
なかつたということと軌を一にするものであつて、
私は決意を新たにこの問題とは取り組んでい
ただきたいということを強く要望したいと思ひま
す。

そこで人事院はこのことについて、国家公務員
の場合にスクーリングに出る者については、これ
も大きいえば憲法のあの条章との関連もあるか
ら、特別休暇として認めるべきじゃないかとい
うことを言っております。国家公務員についてその
制度ができれば、地方公務員が右へならえです
から、できます。公社もおおそくならうでしょう。
それができれば今度は民間の職場においても団体
交渉その他によって年次有給休暇を拡大する、特
にそうやって通信教育を受けて、その労働者の質
が上がるということは企業にとってもいいことで
すから、それにならうとくる、これは私は期待で
きることと思ひます。そこで特に文部省が強く人事院
のほうへ要望されれば、このスクーリングの期間
は特別休暇として認められる条件を持つておると
思ひます。そういうふうなひとつ強く働きかけて
いただく、そういう御意思はございませんでし
ょうか。これは大臣から伺いたいと思ひます。
○中村(梅)国務大臣 その点はさつそく人事院に
も要望しまして、とくと協議いたしてみます。確
かにスクーリングのために六週間時間をさくとい
うことは、そういう勤労青年にとっては重大な問
題でありますから、時期がちょうどいいのは夏
の時期にやっておるようでございますから、そ
ういふ特別休暇の道を開くことが可能になれば、た
いへん都合がよいと思ひますから、至急ひとつ協議
をしてみたいと思ひます。

○湯山委員 ただいまの大臣の御答弁はたいへん
ありがたい答弁で、ぜひひとつお願いをいたした
いと思ひます。それから同時に民間の企業に対
しての要請は、文部大臣ももちろんやつていただ
くし、前の次官の何かで要望されたんですけれど
も、ほとんど無視されております。ですから、大
臣が労働大臣あたりとしっかり御連絡していただ
いて、そうして経営者の側に、ぜひこれも強力に
御要望いただきたいと思ひますが、その点はい
かがでしょうか。

○中村(梅)国務大臣 それもけっこうございま
す。至急ひとつ連絡してみます。

○湯山委員 それでは以上で終わります。

○八田委員 川崎寛治君。

○川崎(寛)委員 国立学校設置法に関連をいたし
まして根本的な問題からお尋ねしてまいりたいと
思ひましたが、ただいま湯山委員がいろいろと質

問を進められました中で、通信教育と関連をし
まして先ほど大学局長が、勤労青年の問題は、夜間
学部の面で大いに考えたい、こういうふうな答
弁されておりますので、私、その点では後ほどお尋
ねしたいと思つておりましたが、関連をしてや
つたほうがよさそうでありまして、その点からま
ずお尋ねしたいと思ひます。

先ほど明らかになりましたように、通信教育を
受けております者が、現在大学で五万三千、短大
で六千六百、こういうことでありましたが、先日
の私の要求しました資料が、ここにまいつており
ますので、この資料で少しくその点をお尋ねした
いと思ひますが、四十年夜の夜間の国立、公立、
私立、これによりまして入学定員は三万一千九百四
十七、こういうふうになっております。そうしま
すと、四十年夜の在学学生数は何ぼになります
か。

○杉江政府委員 いま総数は調べてお答えいたし
ますが、とりあえず入学定員としまして短大を含
めて二十六万二千でございます。四年制大学で十
九万五千、短大で六万六千でございます。

○川崎(寛)委員 いやい問題にしておるのは夜
間だけの数です。夜間の四十年夜の入学定員は、
国公私立大学で、短大を含めまして三万一千九
百四十七、こういうふうに出ております。そう
いたしますと四十年夜の夜間学部の在学学生数は
何ぼになるかということをお尋ねしておるわけ
です。

○杉江政府委員 いま調べておりますので、
ちよつとお待ちいただきたいと思ひます。——四年
生大学の四十年夜における夜間学部の生徒数は十
一万五千三百六十九でございます。短大の分につ
きましては、いま調べておるところでございます。

○川崎(寛)委員 そういたしますと、短大の数が
わからないと全体的な把握はできないわけであ
りますけれども、先ほど局長は湯山委員の勤労学生
の問題についての質問に対して、夜間で考えられ
てよいのじゃないか、こういうふうな御発言だつ
たと思ひます。そうですね。そうしますと、夜間

で考えられてよろしいという場合に、四十年年度の国立の学生入学定員はここにありますが、千九百十で、これは三十九年度からいたしますと何ほふえましたか。

○杉江政府委員 いまの御質問にお答えする前に、短大におきまして夜間学部の生徒数を申し上げます。四十年年度でございますが、二万八千二百九名でございます。

○川崎(寛)委員 四十一年度は。

○杉江政府委員 四十一年度はいま調べております。

○川崎(寛)委員 それではもう一ぺん再質問します。四十年年度の国立大学の夜間学部における入学定員が千九百十、こういふふうになっております。そういたしますと、三十九年度は何ほどですか。

○杉江政府委員 数字についてはいますぐにお答えできない分があることを残念に思いますけれども、国立大学におきまして四十年年度の夜間学部の生徒数の増は五百名になっております。

○川崎(寛)委員 そうしますと五百名ふえる。ところが千九百十、こういうことですね。

○杉江政府委員 そうです。

○川崎(寛)委員 先ほど湯山委員が通信教育の問題で質問をされましたのは、現在私立あるいは短大を含めまして通信教育を受けている学生数が五万九千六百、先ほどの答弁はこういうことでございました。そういたしますと、五万九千、約六万の勤労学生が、先ほど来いろいろ御質問があらましたように、たいへんな苦しみ耐えながらがんばっておられるわけです。大学局長は勤労学生の問題は夜間学部で考えられているのじゃないか、こう言われた。ところが実際にはそこへ出てきている数字というのは、五百の増でしかない。六万人が通信教育で悩んでいる、それに対して私立も含めてですけれども、国立で夜間学生の問題は考えられていいのじゃないか、こういうわけです。つまり国立の通信教育についてはまだこれからだ。先ほど大臣が非常にりっぱな答弁をなされたわけでありまして、これからの問題ですね。これ

までの問題は夜間学部で考えられてよいのだ、この明確に答弁をされた。ところが実際には、見られているのはわずかに五百の増。これは私毎通常国会の本委員会において夜間学部の問題は質問をいたしております。いろいろとこれまでの難文大部大臣あるいは愛知文部大臣もそれぞれ答弁をされてきております。しかし実際に数として出てくるのはわずかに五百、どういふわけですか。

○杉江政府委員 私、先ほど湯山先生の御質問にお答えしました際に、勤労青年対策としてはやはりいろいろな面でその措置が考えられなければならない。通信教育も一つの方法でありますし、夜間学部もやはり勤労青年のための制度でありますし、また育英奨学を拡充するというのもその対策であります。いろいろな面でその対策を充実強化していかなければならぬというふうに申し上げたわけでありまして。

それで、夜間学部の定員増につきましては、ただいま申し上げたように五百の増を四十年年度にいたすことにいたしておりますが、この総数は必ずしも多くないかもしませんが、私も予算編成にあたっては比較的、夜間学部の充実については努力したつもりでございます。この夜間学部の学科増設、定員増についてほとんど大学の御要望をそのまます算化するようには要求しておりますし、その大部分は実現できております。ただ、それにいたしましては総数としては必ずしも多くないのでありますけれども、この点に重点を置いて拡充に努力をしているというところは言えると思っております。

○川崎(寛)委員 努力している結果が五百ださうでありますけれども、ただ先ほど育英資金の問題その他の点も触れられております。しかし、勤労学生の問題としては、やはり夜間あるいは通信教育、こういう面に最も端的に、非常に苦しみながら勉強にいらしていただいているものが出てまいりました。それが実際には五百にしかならなかつた。しかし、文部省としては努力をしたんだ、そして大学当局からの要望についてはほとんどこた

えられたのだ、こういうふうにおっしゃっておられるわけでありまして。しかし実際に、それでは文部省が夜間の問題について、かかる大学当局からの要望に従えばこの程度だ。現実こうなる。しかし、もつとふやしたいのですか。それとも大学当局からの程度の要望しかなくからその程度の措置しかできないのですか。つまり夜間というものはもつとふやして、もつと充実させたいというお考えがあるのか。あるいは現実にはそれぞれの大学がこれだけの要望しかないからこの程度にするんだ。ある面においては、たとえば、これは後ほど問題になります。学芸学部を教育学部と名称変更する、そういうような場合にはたいへんな指導性を発揮しておられる。そういう場合には指導性を発揮しながら、実際にこういう勤労学生の問題を具体的に処理しようという問題については、大学当局の要望がなければ、あるいは要望があるからという程度で終わっておる。だから、ほんとうにどういふふうにしようという腹なんでしょうか。

○杉江政府委員 私も、夜間学部は今後もっと拡充されていきたいと思います。そういふふうに大学にもいろいろな機会に申し上げております。ただ、実際にこれをやっていくという段階になれば、やはり大学の御協力を得ることが大切なのであります。そういう点で大学の御要望を待つて措置するようにはいたしているわけでありまして。

○川崎(寛)委員 ことしの国立における夜間学部の増設は幾つですか。

○杉江政府委員 学部として新しく設けたものはございせん。学科増設が主であります。

○川崎(寛)委員 昨年もこの問題について質問いたしましたときに、夜間大学を取り巻いている環境に問題があるんだ、こういう答弁だったと記憶しております。つまり実際には夜間に入っても勉強していかねるということが、企業内の実態その他があつてなかなか思うようにはいかないんだ、こういう点を昨年私に対して答弁しておるわけであ

ります。その点はどうですか、少しは改まりましたか。

○杉江政府委員 やはりいろいろな困難があるという聞いております。それから実際働きながら夜間ということもなかなかたいへんなことであります。そういう学生がほんとうに集まる地域を選ぶというところはやはり必要であります。その点で、そういうふうな土地の事情を考慮せずに単に夜間学部を設けますと、この夜間学部が本来勤労青年のための、働きながら学ぶ学生のための制度であるにもかかわらず、昼間の落ちこぼれが入るといふ実態があるわけでありまして。この点夜間学部運営の困難があるわけでありまして。また設置の際においても、そういうふうな点を考えて設置するということが必要になつてくると思うわけでありま

○川崎(寛)委員 先ほど大臣は、通信教育の問題について人事院あるいは労働省等それぞれの関係機関との話し合いで努力しようというふうな湯山委員に対する御答弁であつたわけですが、大学局長がいま答弁されましたように、夜間学生が働きながら学ぶという環境については、昔からも問題になりながらなかなか改善されていかないうちです。その点について、文部大臣としての根本的な方針といたしまして、あるいはこれまでいろいろとつてこられた大臣としての御所見を伺いたいと思ひます。

○中村(梅)国務大臣 ちやうど年齢的に大学生急増期でもありますから、私どもとしましてはできるだけ夜間部のほりも拡充につとめたい気持ちでおつたわけでありまして。しかし先ほど局長からもお答え申し上げましたように、実施をいたします大学の熱意といひますか、協力がなければその実を結ばせることができませんので、所要の大学に對しましては文部省からもできるだけ夜間部の採用人員、定員をふやす努力をするように勧奨をいたしました結果が、このような数字になりました。結局国立といたしましては短大を含めて三千

四百二十人というところに落ちつきましたような次第でございます。現状はこういう次第でございますが、今後とも勤労青少年が学ぶ場所を得ることについては、われわれとしては努力を続けてまいりたいと思っております。

○川崎(寛)委員 それでは次に大学局長にお尋ねしたいのですが、これは国公立を含めまして、短大から四年制の大学あるいは五年制の夜間大学、そういうものに今年度昇格するのは幾つあるわけですか。

○杉江政府委員 国立の昼夜間については、本年度短大から四年制大学に昇格するものはございません。それから昼については、北見工業大学は短大からの昇格でございます。夜の短大については五年制の課程への昇格はございません。

○川崎(寛)委員 それでは、これまで国立の夜の短大で昇格をした分は幾つありますか。あわせて公立もお願いしたいと思っております。

○杉江政府委員 課長からお答えしたいと思っております。

○井内説明員 夜間の短大から夜間の学部へ最近昇格をいたしましたものは室蘭の工業短大が室蘭の夜間学部、それから大阪外語の夜間の短期大学がございましたが、これを大阪外語の夜間の学部に、それから岡山大学に法経の夜間短大がございましたが、これを夜間の学部に昇格をいたしました。これがこの数年間に昇格いたしましたものでございまして、それから夜間短大がなくて夜間学部をつくりましたのが横浜の経済、これが一昨年だったかと思っております。

○川崎(寛)委員 そのように夜間の短大から夜間の大学にしてほしいという要望が地域では非常にあります。しかし実際にはその地域の財政力がないという点で困難な問題があるわけですね。先ほど局長は昼の大学のこぼれが行っているんだと言われましたが、それは全部という意味ではないと思っております。こぼれというふうな言い方はちょっと問題があると思う。たとえば鹿児島に現在県立の短大があります。この鹿児島県の県立夜間

短大を粒々辛苦よく卒業し、さらに僻地の——この人は母一人子一人なんです、その年寄った母親のところにも二、三カ月にべんしか帰れない。こういう僻地におつて三年、四年と苦勞したあげく、ようやくこの春中央大学の法学部の経済学科の通信教育学科を卒業するわけですね。よくやれたとつていたわけですね。私はその経過を、苦勞をいろいろ聞きまして、先ほど湯山委員からも御質問になられた通信教育の問題の悩みというものを切実に感ずるわけです。

それでその通信教育の前に、それでは短大は単なる昼間のこぼれかという、地方の場合はそうじゃないのです。実際に東京なり、あるいは東京近辺なり大阪近辺なり、そういう大都会に出て行って勉強したい。これは若い者だれしもの気持です。しかしそれが家庭の事情でできない。ですから、これは南君という男でありますけれども、この男の例をとつてみても、三十五年に鹿児島島の短大の夜間学部に入った。八十名入ったのです。ところが実際に卒業できたのは六十名です。つまり二十名は途中で息が切れたわけですね。しかも、この卒業し切った者というのはほとんどが官公庁に昼間働いておつて、夜短大に行つていて、この諸君はどうやら統一している。これはもう勤務の時間が夕方までびしゃつと切れますので、大体行ける。ところが民間の企業に働いておる者はほとんどが脱落をしようわけですね、短大の場合でも……。その点について、これは企業の自主性、企業経営の問題だといふ、資本主義のたてまえからすればそれとおりであります。実際に勤勞学生を包む環境というものは、ただ本人の努力だけではどうにもならない、あるいは本人の意思だけでは統かなないものがある。こういう点を考えますとき、もっとその点についての指導の方法はないのか、あるいは環境改善の方法はないのか、お尋ねしたいと思つておる。

○杉江政府委員 私ども、経済団体といういろいろ話をする機会を持つときには、よく夜間学生の扱いのことについていろいろお願いしてまいつてお

ります。それは、できるだけ勉学の便宜を与えてもらいたいということ、卒業後の採用について差別しないで、あたたかい気持ちで採用してもらいたい、この二点についてはいろんな機会にいままでも言つてまいりました。今後お願いしてまいりたいと思つております。

○川崎(寛)委員 まあそういう実態であります。短大を出て、これだけでは自分としてはもの足らぬ、もう少し勉強したい、しかし実際には大学に行けない、そこで中央大学の通信教育を——八十人入学をして、六十人卒業をした、そのうち十人が通信教育を受けているわけですね。ですから、比率からすれば非常に高いと思つておる。県立の短大を出て、そして今度職場に働いて、その六十人のうちの十人が、さらに私立大学の通信教育を受けておる。ただここで問題になりますのは、通信教育の場合に、まあほとんど法科だということ、これはまた通信教育の内容の問題もあらうかと思つておる。そういう実態にあることは知つてもらいたいと思つておる。そして、その通信教育を続けても、先ほど湯山委員が言われたように、スクーリングの問題でなかなか卒業までこぎつけられない。短大を卒業して、そして通信教育学部の三年生に編入をされて、そこからさらに続けて、ようやく三年がかりで今度卒業というところに来たわけですね。ですから、先ほど来繰り返しておるわけですが、夜間の問題あるいは通信教育の問題については根本的な施策をお願いしたい、こう思つておる。

そこで次にお尋ねしたいことは、今日公立の夜間短大で五年制の夜間大学に昇格をさせたいという希望を持つておるところが全国的にどれくらいあるか、どういふ動きにあるか、お尋ねしたいと思つておる。

○杉江政府委員 いまのところ、私も、その辺的確に把握しておりません。

○川崎(寛)委員 そうしますと、国立の短大、あるいは公立の短大の場合に、夜間大学に昇格をさせる、させるというより、してもらうということ

について文部省として積極的な意思がおりますか。

○杉江政府委員 これはやはり地域の事情、地域の必要によると思つておる。実はある地域では四年制、まあ夜間という五年制になるわけですが、そんなに長くはとも行けない、その地域の多くの学生にとっては、働きながら学ぶという限度はやはり短大程度が適当だ、そういう実態にあるところもあるわけでございます。しかし、地域の事情によつて、五年制にしても多くの勤勞青年がついてこられる、こう思うところはこれを五年制に昇格するということはいいと考えております。そういう点については、具体的な事情に即してその適否が判断されなければならない、かように考えております。

○川崎(寛)委員 それから、私つけ加えておきたいと思つておることは、先ほどの鹿児島島の例をとつてみても、その短大を卒業した者が九〇％やはり地域に残つておるということですね。これは私、たいへん大事なことだと思つておる。大学の地域配分といふことが、地域的な配置の状況という問題については、また後ほどお尋ねをいたしたいと思つておるけれども、私は、この鹿児島島の、一番南の果てのそういう恵まれぬ環境の中で出た諸君が、やはり鹿児島島というおくれたところで短大を卒業してからさらにがんばつておるということをお考えするとき、私は地方の公立夜間短大を夜間大学に昇格をさせていくということについては、積極的な御指導がほしいと思つておる。文部大臣の御所見を伺いたいと思つておる。

○中村(梅)国務大臣 そういう地域につきましても、短大の昇格、または短大にあわせて夜間大学というふうなことは大いに拡充をしてしかるべきことと思つておるから、大いに勧奨をしてまいりたいと思つておる。

○川崎(寛)委員 それから夜間の問題でもう一つ大学局長にお尋ねしたいのですが、これは技術的になります、夜間短大、昼間の短大、昼夜間の短大がございまして、昼夜間の短大がある場合

に、その夜間短大だけを昇格ということは、技術的に、制度上不可能ですか。

○杉江政府委員 法的に不可能であるかどうかという点になります。いま不可能ではないと私は考えておりますが、ただ実際上適当ではない。やはり昼のほうに学校運営の中心になり、そういうものがあつてこそ夜も伸びる、充実される、こういう関係にありますので、夜間だけ五年制になり、昼が短大という形はやはり適当ではないと考えております。

○川崎(寛)委員 夜間の問題から先に入りましたけれども、次に大学急増の問題についてひとつお尋ねしたいと思います。

大学局長にお尋ねしますが、今回の国立学校設置法の提案理由には、入学定員増の問題については何ら触れてないわけですね。昨年の提案理由の説明にはちゃんと触れておいたのです。大学急増が一番やかましくなったときにはなぜしなかったのですか。

○杉江政府委員 これはもう当然のことだといふに考えて、むしろそれを前提とした具体的な措置について御説明申し上げたわけでありまして、必ずしも適当ではなかったかもしれませんが、そんな気持ちで書いたわけではございません。

○川崎(寛)委員 そうじゃないのですよ。大体くさいものにはふたをしようというあれもあると思うのです。この数字というのは、大学急増計画といふものではないへん幾分転じておられますから、その中で一番いやなものは随分おけつというやうな事になったのではないかと勘ぐるわけですね。そうじゃないというのであれば、それでよろしいわけでありまして、これはたいへん年々ではないかと思つておられますが、ことしの高等学校の新卒は推定幾らになりますか。そしてそのうち大学を受験するであろう、受験者は幾らに見えておられるのか。

○杉江政府委員 四十一年三月の高等学校卒業生は百五十五万一千でございます。そして新卒の志願率はおおむね三三・六%と見込んでおります。

だから新卒の志願者は、実数として五十二万一千と一応推測いたしております。

○川崎(寛)委員 じゃ、昨年の不合格者とそれからそのうち受験するであろうと予測される者……。○杉江政府委員 昨年の不合格者は十六万三千と一応見込んでおります。そしてその八〇%程度が再び大学を志願すると、こういうふうに見えておりますが、数字にいたしますと十三万でございます。

○川崎(寛)委員 そうしますと、六十五万一千が受験をするわけですね。そしてこのいたたきました表によりますと、二十二万九千二百六十七名が四十一年度の入学定員、こういうことになりますね。そうしますと、ことしの不合格者というものは、六十五万一千から約二十三万引きますと、四十二万がことしの不合格、こういうふうに見えてよろしいわけですか。

○杉江政府委員 ことしの大学の入学者の数は定員として二十六万八千、それから実員——これは事実上とにかく詰め込みが行なわれておる、それを計算に入れて、実員として三十八万八千になるわけでございます。——失礼しました。去年ですね。去年の四十年における定員としては二十二万九千、実員としては三十三万が大学に入つたわけでございます。そしてそのように浪人として十三万が出てくる。そしてそれに対して四十一年度の一応見込みとしては三十八万八千、こういう数字になるわけでございます。結局大学入学者は実際入る者は三十八万八千というふうな私ども見込んでおります。

○川崎(寛)委員 これはつまり大学設置基準に基づいた四十一年度の入学定員といふものが二十六万ですか。

○杉江政府委員 さようでございます。

○川崎(寛)委員 そうしますと、入学定員からまいますならば、六十五万一千のいわゆる受験者に対して二十六万、だから約四十万のあふれがある。しかしそれが水増しで三十八万、こういうこ

とになるわけですね。そうしますと、水増しで三十八万になって二十七万の不合格者、こういう数字になるわけですか。

○杉江政府委員 そのとおりでございます。

○川崎(寛)委員 そうしますと、いままで二十万をこしたことはないと思うのです。一番多かった年で三十八年ではなかったかと思うのですが、これだけ、二十七万の不合格者、高校浪人が出る。しかもこの二十七万というのは二十六万を三十八万に水増ししておるのですから、これは幾ら水増ししたことになるのですか。

○杉江政府委員 六割二分の水増しになっております。

○川崎(寛)委員 ですから国立としては設置基準でいっておりますけれども、実際に私立の場合はこれだけ水増しせざるを得ない。してもらわなければならない、こういうことになるわけですね。

○杉江政府委員 推測でありますけれども、最近において大体この程度のいわゆる水増しが行なわれておるわけでありまして、過去数年間の数字を見まして、これより多少低いのでありますけれども、しかしかなりこれに近い数字を示しております。四十年においては全体として私学においては六割二分のいわゆる水増しになっておりますが、これはこの急増期間中おおむね続くもので、こういうふうな私どもは見ておるわけでありまして、○川崎(寛)委員 そうしますと国立の場合、ことしは大蔵省に幾らの定員増を要求して、そして実際に予算定員は幾らになっておりますか。

○杉江政府委員 五千五百であります。そして実際に算定された数字は四千五百九十二名でございます。しかし、大学の収容力ということから言いますと、実はこのほかに、小学校教員の増として三百八十名がございまして、それを加えておおむね五千でございます。

○川崎(寛)委員 昨年は四千四百の要求に対して三千三百九十四、約一割以上削られておりますね。ことしも、五千というものの、実際は千ぐらい削られておるわけですね。大学急増の問題がこ

れだけ問題になっておる。そして私立の場合に、六割二分の水増しをやらなければ三十八万というつじつまが合わない。こういうふうな、これは単に教育上の問題だけではなくて、非常に大きな社会問題になっているわけですね。その中で、なぜ政府として、これだけの文部省の要求が十分に満たなかつたかという点について、大学急増計画についての政府としての根本的な構えが少し足りないんじゃないかと思うのです。その点、文部大臣にお尋ねをしたいと思います。

○中村(梅)国務大臣 先ほど局長から申し上げましたような予算要求をいたしまして、この点は、国立のほうにきつ分については極力目的を達成したいと思つて、努力いたしました。ところが、いろいろな計数を詰めた結果、いま申し上げたように、教員養成を含めて約五千というところに落ちつかざるを得なくなりました。ような次第であります。主としてこまかい事務的な詰め、折衝には局長あるいは担当課長が当たりましたので、こまかい点には必要に応じて事務局からお答えをさせていただきますが、私どもとしては、最善の努力をいたしたわけではございますが、こういうふうな結果になつたわけでございます。

○川崎(寛)委員 そうしますと、来年は約三十万近い浪人がひしめいておるわけですね。そうしますと、来年の高校卒、そしてそれに対する大学受験者数等、四十二年の急増計画について、文部省の計画を示していただきたいと思います。

○杉江政府委員 四十二年三月に高等学校を卒業する者は、百五十八万八千でございます。進学率も多少上がるものと見込みまして、新卒の志願者は五十三万七千と見ております。それから、浪人の再志願率を一応八〇%と押えますと、二十一万七千になるわけでありまして、大学入学志願者は本年度よりも約十数万ふえまして、七十五万四千と一応見込んでおります。

これに対してどういう措置を考えているのかという点でございますが、まず国立については、四十二年において三千ないし四千の定員増の措置を

いたしたいと考えております。先ほどのように総数はふえるのでありますけれども、各年次における純増は、この四十一年度が一番大きいのであります。その純増は漸次低下いたします。そういう関係で、定員増の措置も四十一年度に最重点を置き、四十二、四十三の両年度にわたってなお増加措置を続けていく。しかし、それは四十一年度よりもその幅は小さくしていく、こういう一応の計画を立てております。

公私立につきましては、これは何といまして一応の見込みにすぎないのであります。実際にそういう大学学部を設置するかどうかは、地方公共団体ないし学校法人それ自体の問題でありまして、あくまでも推測の域を出ませんけれども、私も一応こういうふうになるのではないかと数字として考えておりますのは、公立については四十二年度千三百名、私立については二万人、こういうふうな増加数を見込んでおります。しかし、これは繰り返しますけれども、公私立については相手のあることでありまして、相手がないふうにお考えになるかということによつて、この数字はよほど動くことが予想されるのであります。

○川崎(寛)委員 いまのお答えですと、これで増になりますものが約二万四、五千、ことしより増ということになるわけですね。しかも受験者数は、先ほどのお話のように七十五万四千というふうになり、ことしよりも十数万ふえる。こうなつてまいりますと、大体ことしの三十八万ということ自体がたいへん問題だと思ふのです。つまり六割以上の水増しをしなければ実際には収容できない。しかも、これが受験者数にいたしまして、先ほどの御答弁ですと、浪人が——ことしの浪人も、見方によつては十八、九万になるんじゃないかという見方もあるわけですね。つまり昨年の不合格者だけが受けるということではなくて、その前の不合格者も、それはいろいろの事情によつて去年受けてなかったのが、また受験という形で入ってくるわけですね。昨年の不合格者だけで押えるこ

とには問題があるんじゃないか、そう思いますと、ことしの浪人はへたをしますと三十万をこすという事態になりかねないとも思ふのです。そこら、どうですか。

○杉江政府委員 確かに浪人の数の見込み、その再志願率、これは非常に不確定要素を含んでおりまして、なかなか推測はむずかしいのであります。こういった入学競争の激しいときだからといって、あきらめる者もかなり出るかという推測もあるわけでありまして、私も一応八〇%の再志願率、こういうふうに見込むことがほぼ妥当ですと、四十一年度、この四月は十三万の浪人が押し寄せ、四十二年の四月には二十一万七千という数が出てくる。これは多少動くことは考えられますが、私は、いまおっしゃつたような三十万というふうな数にはならない、こう考えております。

○川崎(寛)委員 しかしいすれにしても、従来十四、五万、多くて十七、八万、こういう浪人が、文部省の計算でも、一躍ことしは二十七万出るわけですね。これはたいへん問題だと思ふのです。そうしますと、このことは何と昭和四十一年度に突然現象として出てきたわけではないわけですか。戦後の復興の状況、その他人口構成の中から、今日の事態というものは当然予想できた。ただ高等学校の進学率なり、あるいは大学の受験率なりというものが、これほど急速に上がったのかどうかという点については、たいへん見込み違いもあったと思ふわけですね。しかし現在の年齢人口というものの把握においては、今日の事態というのは当然に社会構造の上においては見られてきたわけだと思ふ。

そこで私は、大臣の所信をあらためて読み直してみて、大臣の五十一国会における文教行政の所信の根本的な問題についてお尋ねをしたいと思ふわけですね。実はこの所信、熟読玩味いたしてみましたが、たいへん高邁過ぎて、その本質といいますか、実態がなかなかつかみきれないわけですね。われわれのような者にはなかなかつかみ

がたい。さすがに政治家中村文部大臣の所信だと思ふわけですね。その一番ポイントになつておりますこと、これは佐藤内閣が、二十一世紀から呼びかけるのだ、あるいは二十一世紀に向かつてのたいへん大きな展望というものを、いつも掲げられるわけですね。そこで二十一世紀に連なる新しい世代の問題、それが今日の大学生急増でひしめいておる不幸なまやかしであるやうであります。そこで今日の事態というものが、これは戦後の社会構造の中で十分に把握されていながら、なおかつこういう現実の事態というものが出てくるを得ない。こういう点を考えますとき、この所信表明で言われております「文教の施策は、長期的な視野に立つて着実に推進すべきものでありますから、ことさらに新しきを求めず年来の施策を地道に発展させつつ、国民の期待と要望にこたへたいと存じております。」こう言つていますね。最初

は二十一世紀に向かつて高らかに長期計画が出されて、その長期計画の中で今日のこの事態はこう解決するのだ、しかもそれは着実にやるのだ、こういうふうな思つておたら、よく読み直してみますと、これはそうじゃなくて、非常に長期のものでなければならぬと言いがら、いままでのものをやめていけばいいのだということに、後のほうはなつていくわけですね。こういう読み方が誤りかどうかわかりませんが、どうも、後で

そこで大臣にお尋ねしたいのは、こういう事態になつた。私は、これまでの文部省の文教行政というものは、あまりにも数量的な面に、しかもその数量的なもの、本質的なものにはメスを入れることができずに、つぎはぎを張ることに精一ぱいだ。小中学校の義務制、それから高校生の急増、そして大学生の急増、しかもそれは常に本質的なものの解決はあと回しになつてきておる。だから、高等学校の場合も、結局高校定数法の附則の五項、六項で読みかえをやつてきた。大学はどうですか、六割二分も水増しをしなければならぬ。これは教育の長期計画という面からいいますと、——もつとも長期計画なるものがなかった。

所得倍増計画だ、あるいは中期経済計画だ、そういうものの中で、そういうものが最も根本的なものでありながら、その根本が欠けていたということとを暴露していると、残念ながら私は言わざるを得ないのです。

その点、文部大臣として、二十一世紀に連なる新しい世代というものを、たとえば私立の問題にしても、このあとで出てきますやうに、調査会の結論待ちです。そうなりますと、とにかくその時期が過ぎてくれればいいんだ、根本的な問題は、あとから出てくる審議会なり調査会が出てくるのを待ちましよう。高校定数法も、急増期を過ぎ下り出した、後期中等教育の答申はまだ出ていない。だからこれも、結局この急増期の中においては何ら具体的な質の向上——先ほど自民党の諸君はしきりに質の問題だ、質の問題だと言つておられたけれども、これも質の問題をやるわけですね。そこで、大学の問題にいたしまして、いま数量的な問題にぶつかつて、その解決に迫られておる、こういう事態です。ですから、その中で、大臣として、この五十一国会における長期の展望の中で、教育の根本的な問題をどう解決したいんだということを、そういうむずかしい抽象的な言い方でなく、もつと具体的に大臣の所信を私は表明していただきたいと思ふ。

○中村(梅)国務大臣 高校の卒業生が非常にふえて、いわゆる大学生急増期というものは、文部省にとりましては非常に頭痛の種でございます。大学問題につきましては、大学の本来の質ももつと改善をし、充実をいたしまして、本来の高等教育の完成を期したいという一面があります。同時に、さしあたり人員増に對してどう対処するかという大きな課題をここにやつておるわけでございます。

そこで、当面の進学熱というものがこれだけ高まつてきております現状から見まして、進学熱自体は決して悪いことではありません。できるだけ大学教育を受けたいと希望する者に対しては、大学教育を受けられるやうな措置も必要でございますので、私どもとしましては、四十一年

度予算の編成にあたりましては、国、公、私立を含めまして、極力受け入れ態勢を拡大したいという希望の一つには持つておったわけであります。その方向に立ちまして、従来具体的に検討を進めてまいりましたが、施設の面あるいは教授陣営の面——受け入れ態勢を広げたいからといって、大学の学問の内容を、これ以上といいますが、学問の内容を低下させることは忍びない。低下せず、受け入れられる範囲はどのくらいかということで、努力してきたわけでございます。したがって、設置審議会等に御協議をいただきましたが、こういう大学生急増の際に、私立学校としても、かなりいろいろな申請がたくさんございしましたが、設置基準というものを甘くするわけにもまいりませんので、設備の面で今年は残念ながら認められないというもの、あるいは教授陣営の編成が充実にないもの、こういうものがありまして、見送らざるを得ないものが相当に出たのであります。したがって、当初受け入れ態勢の人員増を見込んでおったよりは若干減りました。これも大学の教育を低下させまいとする一面から見ればいたしかたないことでありましたので、こうなつたわけでございます。明年度につきましてはさらに一般にも努力を願ひ、われわれもつとめて努力してまいりたいと思ひますが、非常にこれはむずかしい時期にさしかかつてきておるわけであります。また一面、いまは大学生の非常な急増期であります。やがては相当の幅で減つてくる時期もありますから、私学等においてはいま受験生が非常に多いからといって無理な拡張もおそらく差し控えるでありましようし、またわれわれのほうとしまして、その無理な拡張を干渉するわけにもまいりませんし、非常にむずかしい時期にさしかかつておるわけでございます。反面また労働省との間には意見の調整をつけましたが、別の面省から見ますというところ、そんなにこの高等教育を受ける人間ばかりたくさん世の中のために養成しても困るじゃないか。高等教育を受ける人数には、世の中の需要には限度があるのじゃないかと

いうような説もございまして、まあ日本の現状は御承知のとおり大学進学率というものは世界でも相当高い水準に今日ありますわけで、これらも一応もつともなことでございますが、私どもとしては、とにかく志望者がこれだけ殺到してくる時期にはできるだけやはりその志望を達成させる努力だけはすべきである、こういう角度に立ちまして極力努力した結果が、このような現状になつておる次第でございます。この急増期を過ぎましたならば、われわれは、長期展望としては大学の内容を極力充実をいたしまして、あるいは大学の現在の四年制で二年は教養、二年は専門学問、とこういうような内容につきましても、もつと充実した大学教育の理想を達成しなければならぬ。しかしいまは、当面こういう人員増の時期にさしかかつておりますから、この長期展望に立つた理想達成に向かうということは困難な実情に置かれておりますので、これはしばらく二、三年はしんぼりせざるを得ない状況にありますので、長期展望としましては、大学のあり方、内容、こういうものの充実につとめて、りっぱな高等教育ができるような国家体制を築きたい、こう思つておる次第でございます。

○川崎(寛)委員 今日の直面しておる文部大臣としての苦労についてはよく理解できるわけでありす。ただ、私は、本委員会のあり方として、まあこれはほんとうに練り返しなんでしょうけれども、問題にしたいと思うのです。それは、灘尾文部大臣の際にもまた愛知文部大臣の際にも私は要望申し上げました。それはいま大臣が言われたように、長期の問題としてはしばらく研究さして置く、こういうふうに御答弁になっておるわけで、くれ、こういうふうに御答弁になっておるわけで、ありますけれども、そういたしますと、この本委員会にかかつてまいります大学の問題一つをとってみても、それから量的な問題をとってみても、常に区切られた短期間のものがここに結果として出てくるわけです。私は前の文部大臣の際にも申し上げました。それは、本委員会が、行政当局がきめたものを事後承諾をするだけの機関であつて

はならない。だからもっと行政当局に材料を提供してもらふ。それを本委員会で審議をするという率直な姿勢が望ましい、こういうことを私は要望してきました。しかし、残念ながらいままでの毎通常国会においてはそういう審議の問題というのはされずに、待つてくれ、先の問題はもう少し研究させてくれ、待つてくれ、そして常に翌年の実際の予算が変わるときにきめられた短期間のものがここに素材として出てくる、こういう実態にあるわけです。私は、これは国会の委員会のあり方としてはたいへん問題だと思ふ。先般の理事会においても民社党の鈴木理事もそういういまの委員会のあり方というものは問題だ、こういう問題提起を理事会で言っておられました。私はまさにそのとおりだと思ふのです。だから長期の展望に立てばたいへん問題だ。なぜなまの問題をこの委員会に出してここで審議をする、そしてその方針が具体的に実行されていくということにならないのか。

そこで私は委員長にお尋ねしますけれども、本委員会の運営というのが、政府が出してくるものをただここで審議をして承諾を与える、そういうだけのもので終始をされるつもりなのか、それとも文教行政の基本施策に関する問題というのはあのほうで、とにかく法案をやってくれ、こういうことではなくて、もつともつと本委員会自体を名委員長のもとに權威のある委員会にしてみたらうためには、委員長みずからがひとつ文部当局に対して具体的ななまの資料の提供を求め、本委員会においてそれらのものが十分に審議をされて、国の文教行政に反映をしていく、そういう方向の委員会の運営というものをひとつ委員長の指導のもとに私は打ち出してもらいたいと思います。その点まず委員長いかがですか。

○八田委員長 ただいまの川崎委員の御発言に對しましては、委員会の運営上まことに大切な御発言だと思いますので、十分に理事会で検討して取り計らつてまいりたいと思います。

○川崎(寛)委員 大臣、いかがでありますか。

○中村(憲)國務大臣　もちろん、秘どもとしましてはいろいろのものには順序があったり、あるいは予算との関係があったり、あるいはことに教育につきましては文部省が考えるだけでなしに、それを実施に移します大学側がどういう事情にあるのか、こういうことを勘案して、さしあたり今年度はこの程度のこととは実現したいという成案を得て、法律案を提案し御審議を願つておる次第でありますから、この提案をいたしましたものについてぜひ御審議の上御賛成を願いたいことはやまやまでありますが、いろいろ先ほど来御意見が出ておりますように、將來われわれなり文部省当局が参考にして、今後の施策の資料に供さしていただく、こういうような点はあわせて御意見を拝聴し、議論をいただいてしかるべきことと思いますので、建設的な諸種の御意見につきましては十分に拝聴いたしまして今後の施策の上に検討の資料にしましてまいりたい、かように考えております。

○川崎(寛)委員　逆だと思ふですね。いま大臣も言われましたように、それはいま出されているものをまず審議してあわせて将来のものと、このう言われた。ところがそうじゃなしに、私が毎々この委員会で行つておりますこと、通常国会で毎回言つておりますことは、大学の問題一つとつてみて、今日のこういう事態の問題は去年も一昨年もすでに予測された問題として議論されてきているわけです。ところがそのときにも、その時点での身近の問題だけにしぼられて将来の問題というのは常に先に延ばされてきている。だから今度このは常に出でくるものが、去年の際にもつと今まで審議をされ、そういうものの審議の上に具体的な四十一年度の問題として出るようにすべきだ、こういうわけです。これは自民党の諸君は反対だという声がわきのほうでありますけれども、それは「委員会でまともに審議をする……(賛成をしてくれるのだ。)」と呼ぶ者あり」賛成だそうでありますから、これからひとつそういう与野党一致で、本委員会会の運営についてはもっと出してもらつて、そして大いに審議をし、進める。やはり教育の問題

も言われましたように、それはいま出されているものをまず審議してあわせて将来のものをと、こう言われた。ところがそうじゃなしに、私が毎々この委員会で言っておりますこと、通常国会で毎回言っておりますことは、大学の問題一つとてみて、今日のこういう事態の問題は去年も一昨年もすでに予測された問題として議論されてきているわけです。ところがそのときにも、その時点の身近の問題だけにしぼられて将来の問題というのは常に先に延ばされてきている。だから今度このに出てくるものが、去年の際にもっとなまで審議をされ、そういうもの審議の上具体的に四十一年度の問題として出るようにすべきだ、こういうわけです。これは自民党の諸君は反対だという声がわきのほうでありますけれども、それは「委員会でまともに審議をする……（賛成をしているのだ。）」と呼ぶ者あり）賛成だそうでありますから、これからはひとつそういう与野党一致で、本委員会の運営についてはもっと出してもらって、そして大いに審議をし、進める。やはり教育の問

題は民族百年の問題であります。私はいま文教行政の面においても、そうした長期的な見通しが十分になくて、その時点時点で継ぎはぎを当てることにせい一ぱいできたというところに、これは社会構造上の変化が激しいためにやむを得なかつた面もあらうと思います。しかし現実はそのうだつた。ですからそういう方向で与野党一致でひとつこれからやります。そういう方向でひとつ大臣も審議に臨んでいただきますことをお願いをしておきたいと思ひます。

○八田委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十二分散会

昭和四十一年三月八日印刷

昭和四十一年三月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局